

青森県報

号外第二十七号

令和三年
三月三十一日
(水曜日)

目 次

規 則

- 知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………(行政経営課) ……一
- 青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則……………(自然保護課) ……一
- 青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……三
- 青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉政策課) ……四

規 則

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十三号

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成二十一年三月青森県規則第六号)の一部を次の

ように改正する。

- 第一条中「、第六条」及び「並びに青森県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成二十六年十一月青森県規則第五十号)第三条第一項」を削る。
- 第三条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。
- 第五条第四号を削る。
- 第七条から第九条までを削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十四号

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

青森県自然環境保全条例施行規則(昭和四十八年十二月青森県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

(身分証明書)

- 第三十三条 条例第二十條第三項、第二十一條第二項、第二十八條第二項、第三十一條第二項及び第三十三條第四項に規定する身分を示す証明書は、別記様式による。
- 第二号様式から第五号様式までを削り、第一号様式を次のように改める。

別記様式(第33条関係)

(表)

第 号	身分証明書
所 属	
職氏名	年 月 日交付
	青森県知事
	印
	写真貼付
区 分	該当の有無
青森県自然環境保全条例第20条の中止命令を行う自然保護取締員	
青森県自然環境保全条例第21条の検査等を行う職員	
青森県自然環境保全条例第28条の検査等を行う職員	
青森県自然環境保全条例第31条の検査等を行う職員	
青森県自然環境保全条例第33条の実地調査のための立入り、標識の設置等を行う職員	

この証明書を携帯する者は、下の表の「該当の有無」欄に○印のある区分の職員である。

青森県自然環境保全条例(抄)

- (中止命令等)
- 第20条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第17条第4項若しくは第18条第3項の規定に違反し、若しくは第17条第5項(第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に附せられた条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定め、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行なわせることができる。
- 3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- (報告及び検査等)
- 第21条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第17条第4項若しくは第18条第3項第7号の許可を受けた者若しくは第19条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、県自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第17条第4項各号、第18条第3項本文若しくは第19条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。
- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(裏)

(報告及び検査等)

第28条 知事は、県開発規制地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第26条第1項の規定により報告を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、県開発規制地域の区域内の土地に立ち入り、第24条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくは当該行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査等)

第31条 知事は、県緑地保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、次条において準用する第26条第1項の規定により報告を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、県緑地保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、前条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくは当該行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第33条 知事は、県自然環境保全地域の指定若しくはその区域の拡張、県自然環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更、県自然環境保全地域に関する保全事業の執行、県開発規制地域の指定若しくはその区域の拡張又は県緑地保全地域の指定若しくはその区域の拡張に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入りしてはならない。

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り若しくは他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第43条 第20条第1項又は第22項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二 略

三 第21条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第33条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による県自然環境保全地域に係る立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

青森県自然環境保全条例施行規則(抄)

(自然保護取締員の資格及び権限)

第26条 略

2 条例第20条第2項の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第17条第4項若しくは第18条第3項の規定に違反した者、条例第17条第5項(条例第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に附せられた条件に違反した者、条例第19条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分違反した者に対して、その行為の中止を命ずることとする。

備考

- 1 「該当の有無」欄は、該当するものに○印を、該当しないものに-印を記載すること。
- 2 この用紙は、A列6番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十五号

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

青森県立自然公園条例施行規則（昭和三十七年六月青森県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十三号様式を次のように改める。

第13号様式（第27条関係）

（表）

第 号	身 分 証 明 書	
所 属		
職氏名		
年 月 日交付		
青森県知事	印	写真貼付

この証明書を携帯する者は、下の表の「該当の有無」欄に○印のある区分の者である。

区 分	該当の有無
青森県立自然公園条例第17条の立入検査を行う職員	
青森県立自然公園条例第24条第2項の原状回復等を行う者	
青森県立自然公園条例第25条第2項の立入検査等を行う職員	
青森県立自然公園条例第27条第2項の指示をすることができる職員	
青森県立自然公園条例第44条の実地調査のための立入り、標識の設置等を行う職員	

青森県立自然公園条例（抄）
（報告徴収及び立入検査）

第17条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、公園事業者に対し、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第24条 略

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができる若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

